

一般財団法人大阪府人権協会 倫理規程

（使命及び社会的責任）

第1条 一般財団法人大阪府人権協会（以下「この法人」という）は、同和問題をはじめ被差別・社会的マイノリティに関わる人権問題に関する事業を行い、もって人権尊重の社会づくりに寄与することを目的とすることに鑑み、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行わなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、人権尊重の社会づくりをめざす団体であることから、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 この法人は、法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 評議員及び役員（以下、「役員等」という。）並びに職員（以下、「役職員」という。）は、人権協会の目的から、重大な責務を負っている立場であることを十分認識して、行動しなければならない。
- 3 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 4 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第6条 この法人は、利益相反を防止するとともに、役員等の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

- 2 この法人は、評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いて行わなければならない。
- 3 この法人は、利益相反防止のため、役員等及び職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第7条 役員等及び職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第10条 この法人の役員等及び職員は、人権問題や社会的課題に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、人権尊重の社会づくりに向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第11条 この法人は、必要あるときは、評議員会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、2020年10月1日から施行する。(2020年9月17日理事会決議)